平成２７年（フ）第５８２号
熊本県上益城郡益城町大字安永863番地２
吉村貸家Ｙ－３
債務者　山本　利明
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７７号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目26番地　房総ハイツ102
債務者　樋野　　修
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５５４号
熊本県宇城市不知火町長崎1055番地
債務者　上田　敏勝
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９７２７号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目５－３－302
債務者　大川原恵美（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７４１号
東京都北区上十条４丁目14－15－402
債務者　荒毛　達彦
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７４２号
東京都北区上十条１丁目14－17　半沢方
債務者　工藤　義男
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７４３号
東京都立川市泉町1156－４－409
債務者　笹浪　昭雄
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７５１号
東京都江戸川区南小岩２丁目６－21
債務者　高木　一道
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７５７号
東京都足立区西保木間４丁目４－13－302
債務者　渡邉　省二
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７６０号
東京都江戸川区一之江２丁目20－17－102
債務者　西野　ユミ
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７６３号
東京都大田区南六郷２丁目23－17－105
債務者　飯嶋　久雄
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７６４号
東京都練馬区高野台２丁目７－６　西武コーポラスＡ号棟Ａ号
債務者　橋本　　聰
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７６５号
東京都豊島区上池袋１丁目18－27－303
債務者　西本　和彦
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７６８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷694－１
第二メゾン武蔵野406
債務者　小倉　美鈴
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７７１号
東京都豊島区長崎２丁目28－17　第２セドロＡ棟　15号
債務者　長谷　貴志
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部